

「おまとめ定期預金」規定

「おまとめ定期預金」（以下、「この預金」といいます）は、この規定により、またこの規定にない事項については、定期預金等規定集の共通規定、自動継続自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定により取り扱います。

1. お申込み対象

個人の方（個人事業主の方を含みます）に限定させていただきます。

2. お預入れの金額等

（1）「この預金」のお預入れは、受付日を基準とし、過去3か月以内に他金融機関（当行グループ会社除く）から預け替えまたは払出しをした資金を対象とします。

なお、現金や小切手の入金による預け替えの場合は、入金を確認できる当行通帳やスマホ画面の提示などと併せて、他金融機関の通帳等で払出日、払出金額の確認が必要です。また、現金持込の場合は、他金融機関の通帳やスマホ画面等による払出日、払出金額の確認が必要となります。

なお、「この預金」は他手によるお預入れはできません。

（2）自動継続定期預金（元金成長型）の場合、継続日以降は1,000万円以上となることもありますが、その場合は自由金利型定期預金（大口定期）に切り替えてお預りします。

3. お預入れ期間

「この預金」のお預入れ期間は6か月です。

4. 自動継続

（1）「この預金」は、通帳記載の満期日に金額に応じて前回と同一期間の自動継続自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。自動継続後の新元金が1,000万円以上となる場合は、同一期間の自由金利型定期預金（大口定期）に切替えてお預りいたします。

（2）「この預金」の自動継続後の利率は、継続日における「スーパー定期300」または「自由金利型定期」の6か月ものの店頭表示利率とします。

（3）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、「この預金」は満期日以後にお支払いします。

5. 利息

（1）「この預金」は、預入日における「スーパー定期300」または「自由金利型定期」の6か月ものの店頭表示利率に当行所定の優遇金利を上乗せした利率が適用されます。

（2）市場動向等により、上乗せ利率の条件を変更する場合があります。

（3）「この預金」の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」といいます）および通帳記載の利率（継続後の預金については上記4.（2）の利率。以下、これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後に当行所定の方法によりお支払いします。

（4）「この預金」の利息は、満期日（継続したときはその満期日）に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組み入れて継続します。

（5）利息を指定口座に入金できず現金で受け取る場合は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

（6）継続を停止した場合の「この預金」の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金利率によって計算します。

（7）当行がやむを得ないものと認めて「この預金」を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです）から解約日の前日までの日数により次の利率によって計算し、「この預金」とともにお支払いします。ただし、この場合上記5.（1）にかかわらず「優遇金利」の適用はないものとします。

解約日における普通預金の利率

（8）「この預金」の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. 特典

（1）「この預金」をご新約いただいた場合、当行における「民事信託サポートサービス」および「遺言サポートサービス」の当行事務手数料および当行コンサルティング手数料について20%の割引を行います。

なお、20%の割引を行う場合は公正証書を作成する日程を決定するまでに、原則「この預金」のご新約が必要となります。また、民事信託にかかる融資事務手数料、専門家手数料、登記費用、公正証書作成費用などは割引の対象となりません。

（2）「この預金」の預入資金取立にかかる代金取立手数料について無料といたします。

7. 譲渡、質入れの禁止

（1）「この預金」、および通帳、特典は、譲渡または質入れすることはできません。

（2）当行がやむを得ないものとして認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

8. 規定の変更

- (1) 本規定の各条項は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項による規定の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力の発生時期を、店頭表示、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。
- (3) 第二項による変更は公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

9. その他

この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用普通預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

以 上